

定額給付金の申請期限がせまっています

申請受付は10月1日(木)まで

定額給付金は、地域の生活支援と経済対策のために国が実施している事業です。多久市では4月1日から給付申請の受付を行っており、受付期限は10月1日までとなっています。

まだ申請が済んでいない世帯は、市役所総務課で期限までにお済ませください。
(郵送による申請は10月1日の消印まで有効)

■問い合わせ

総務課 定額給付金担当

☎ 75-3850

定額給付金の申請は期限までにお忘れなく！

給付対象者	平成21年2月1日(基準日)現在で、多久市の ① 住民基本台帳に登録されている方 ② 外国人登録原票に登録されている方 (不法滞在者、短期滞在者を除く)
給付金額	1人につき1万2千円 ただし、基準日において65歳以上の方および18歳以下の方は2万円
申請・受給者	① 給付対象者の属する世帯の世帯主 ② 外国人については各給付対象者
給付方法	世帯全員の分を、指定された口座に振り込んで支給します
申請方法	申請書を郵送または、市役所総務課に直接提出してください。 (申請書類は3月下旬に郵送しております)
申請期限	平成21年10月1日(木)まで

定額給付金詐欺にご注意ください

市役所や総務省などが、給付のために手数料を求めたり、ATM(現金自動預払機)の操作を指示することは絶対にありません。また、一度給付を受けた方に、再度給付金を支給することはありませんので、怪しい電話や訪問者にはご注意ください。

病気のお子さんを安心ケアで預かります

病児・病後児保育室のご案内

お子さんが病気のために保育園に預けられないなど、困った経験はありませんか？病児・病後児保育室では、病気のお子さんを小児科医に併設した保育室で一時的に預かります。

■実施施設

「かるがものへや」

佐賀市本庄町大字鹿の子

200-1 (香月医院内)

☎ 26-7628

「どうさん保育室」

佐賀市高木瀬東4丁目14-3

(橋野こどもクリニック内)

☎ 31-0020

■利用対象者

生後2か月～小学3年生までの子ども

■利用時間

月曜日～金曜日 8時～18時
土曜日 8時～13時
※日曜・祝日・年末年始期間は休み

■利用料金

1日 2,000円
半日 1,000円
(おやつ代 別途200円)
(おやつ代 別途100円)

■対象疾患

小児科の病気以外にも、皮膚科、ケガによる利用もできます。ただし、感染症を有する場合や入院が必要な場合などは利用できません。

○ご利用の前に登録が必要です。
○ご利用の際には事前の予約をお願いします。また「医師連絡票」と「保護者からの病状連絡票」が必要です。
○お弁当、飲み物などは、各自持参してください。



■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118